

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部改正に
関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年 月 日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九一六―七七

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

別表第二の行政職俸給表(一)の表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100
円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二の行政職俸給表(二)の表中「5,900円
」を「6,000円」に、「8,400円」を「8,500円」に改め、別表第二の専門行政職俸給表の表中「8,400円」を
「8,500円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二の公安職俸給表(二)の表中「7,200円」を「7,
300円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,500円」を「11,600円」

に改め、別表第二の海事職俸給表(一)の表中「6,900円」を「7,000円」に、「12,100円」を「12,200円」に、「12,700円」を「12,800円」に改め、別表第二の海事職俸給表(二)の表中「9,100円」を「9,200円」に、「9,800円」を「9,900円」に改め、別表第二の教育職俸給表(一)の表中「10,400円」を「10,500円」に改め、別表第二の教育職俸給表(二)の表中「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第二の研究職俸給表の表中「11,600円」を「11,700円」に改め、別表第二の医療職俸給表(一)の表中「15,500円」を「15,600円」に改め、別表第二の医療職俸給表(二)の表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第二の医療職俸給表(三)の表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改め、別表第二の福祉職俸給表の表中「9,200円」を「9,300円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―六の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。